

豚熱の予防的ワクチン接種等を行う獣医師等の鳥取県認定要領

制定 令和3年5月24日付第202100026527号
最終改正 令和7年3月7日付第202400300282号

(目的)

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）で規定される知事認定獣医師の認定等について、必要な事項を定める。

(申請)

第2条 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条に基づく知事の豚熱ワクチン接種の命令期間に、県内で当該ワクチンの交付を希望する獣医師（県内で家畜の診療等に従事する獣医師であって獣医師の所属する団体を含む）又は指針第2章第2節第3－2に基づき、知事が飼養衛生管理基準の順守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）において、適時性および適切性に係る要件を満たすと判断して知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）に対して指示・監督を行う獣医師は、申請書（参考様式第1号）を知事に提出し、毎年度、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は前項による申請書の内容を審査し、認定する場合は、認定証（様式第2号）を発行し、申請者へ通知（参考様式第3号）する。

(認定基準)

第3条 知事が認定する基準は（1）から（7）まですべての項目を満たす場合のみとする。

- （1）獣医師又は獣医師の属する団体
- （2）定期的に県内の豚飼育農場を立入することができる者
- （3）家畜防疫員と同等以上に豚熱ワクチンを適正に管理し、適時に接種することができる者
- （4）豚熱ワクチン接種に必要な知識を習得している者
- （5）家畜保健衛生所と密に連携がとれる者
- （6）指針別記様式2によりワクチン接種票を交付する場合にあっては、次のいずれも実施することができる者
 - ア 農場における接種頻度が適切なものになるよう、農場に所属する登録飼養衛生管理者へ指示・監督を適時に実施すること。
 - イ 豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において、飼養衛生管理の指導を適切に実施すること。
- （7）関係法令及び指針に定める事項を遵守できる者

(遵守)

第4条 第2条に基づく認定を受けた者（以下「知事認定獣医師」という。）は次の項目について遵守しなければならない。

- （1）知事認定獣医師自らが豚熱ワクチンを接種する場合
 - ア 第2条の申請に係る接種対象農場以外への接種は行わないこと
 - イ 使用予定期間を遵守すること
 - ウ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合は、法第7条の例により標識を付すこと。
 - エ ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。

オ ワクチン接種の実施状況について、様式第4号を毎月10日までに知事に報告すること。

(2) 知事認定獣医師が認定農場に所属する登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示・監督を行う場合

- ア 認定農場における翌月及び翌々月の接種計画を家畜保健衛生所に提出すること。
- イ 獣医師法(昭和24年法律第186号)第18条に準じて適切に診察を行った上で豚熱ワクチン接種票を交付するとともに、その写しを速やかに家畜保健衛生所に提出すること。
- ウ 登録飼養衛生管理者のワクチン接種の実施状況について、様式第4号を毎月10日までに知事に報告すること。
- エ 豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施すること。
- オ 診察のための農場訪問の機会等において豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認すること。
- カ 登録飼養衛生管理者が知事認定獣医師の指示に違反したとき又は認定農場が認定農場のワクチン管理体制に係る要件に違反したときは、家畜保健衛生所に報告すること。

(認定の取り消し)

- 第5条 知事は、知事認定獣医師が前条に掲げた項目を一つでも満たさないと判断した場合は認定を取り消す。
- 2 その場合、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うことを申請した豚飼育農場等は、家畜防疫員によるワクチン接種に切り替える。

(申請内容の変更)

- 第6条 指導・監督を行う認定農場の変更や知事認定獣医師が団体の場合であってその団体に属してワクチン接種を行う獣医師が変更になる等、認定申請内容が変更になる場合は、知事に変更申請(参考様式第5号)すること。

(書類の提出先)

- 第7条 本要領に基づく提出書類は、報告や相談を行う家畜保健衛生所に提出すること。ただし、報告や相談を行う家畜保健衛生所が複数になる場合は、農林水産部畜産振興局家畜防疫課に提出しても差し支えない。

(その他)

- 第8条 本要領で定めのない事項については、農林水産部長が別に定める。

附則 本要領は令和3年5月24日から施行する。

附則 本要領は令和5年2月1日から施行する。

附則 本要領は令和6年3月1日から施行する。

附則 本要領は令和7年3月7日から施行する。

鳥取県知事 様

住所

氏名（団体にあっては代表者の職氏名）

豚熱の予防的ワクチン接種等に係る認定申請書及び家畜伝染病予防法第 50 条で指定される動物用生物学的製剤の使用許可申請書

私は、豚熱の予防的ワクチン接種を行いたいので、必要書類を添えて申請します。

併せて、豚熱の予防的ワクチン接種を行う獣医師等の鳥取県認定要領（令和 3 年 5 月 24 日付第 202100026527 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第 4 条の事項について遵守することを誓約します。

なお、要領第 3 条の認定基準を満たさなくなった場合および要領第 4 条の事項を遵守できない場合に認定を取り消されても異議申し立てを一切行いません。

記

1 獣医師の住所、氏名、生年月日、連絡先

住所 〒

氏名

生年月日

電話番号（必ず連絡が取れる携帯電話番号を記載すること）

獣医師名簿登録番号（獣医師免許証の写しを添付のこと）

2 知事認定獣医師としての業務を行う農場

(1) 業務内容（行う業務に○を記載）

	豚熱予防液（ワクチン）接種
	豚熱予防液（ワクチン）接種の指示・監督

(2) (1) を行う農場

住所 〒	
農場名称	
電話番号	
接種対象頭数	種雄豚（育成含む） 母豚（育成含む） 肥育豚 その他
ワクチン使用予定量	20 ドーズ： 50 ドーズ：

- 3 業務を行う予定期間
- 4 ワクチン接種農場での直近3か月の巡回頻度
- 5 豚用ワクチン接種の経験年数又は指導年数
- 6 動物用ワクチンに関する学術セミナー等への参加頻度
- 7 報告や相談を行う最寄りの家畜保健衛生所名

添付資料

- ・ 獣医師免許証の写し（継続認定申請の場合は不要）
- ・ ワクチン接種を行う農場の一覧（複数ある場合）

（注）知事認定獣医師として業務を行う獣医師が複数人の場合又は業務を行う農場が複数の場合は1～7を別葉にしてもかまわない。

様式第 2 号

認定証									
〇〇 〇〇 (年 月 日生)									
上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく知事認定獣医師と認める。									
認定番号		鳥取県指令第			号				
認定日		年	月	日					
認定期間		年	月	日から	年	月	日まで		
鳥取県知事					印				

縦 53.98mm、横 85.60mm

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事

豚熱の予防的ワクチン接種を行う獣医師等の認定について（通知）

年 日付けで申請のあったことについて、豚熱の予防的ワクチン接種を行う獣医師等の鳥取県認定要領（令和3年5月24日付第202100026527号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第2条に基づき認定しますので、別添認定証を送付します。

なお、要領第3条の認定基準を満たさなくなった場合又は第4条の遵守事項を遵守できないと認めた場合は、本認定を取り消すことがありますので御注意ください。

（担当）

[illegible]

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

氏名 団体代表者の職氏名

豚熱の予防的ワクチン接種等に係る認定申請書（変更）

年 月 日付鳥取県指令第 号で認定されたことについて、下記のとおり変更します。

併せて、豚熱の予防的ワクチン接種等を行う獣医師の鳥取県認定要領（令和 3 年 5 月 2 4 日付第 2 0 2 1 0 0 0 2 6 5 2 7 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第 4 条の事項について遵守することを誓約します。

なお、要領第 3 条の認定基準を満たさなくなった場合および要領第 4 条の事項を遵守できない場合に認定を取り消されても異議申し立てを一切行いません。

記

※様式第 1 号の記 1 から 7 までの事項について、変更（加除）がわかるように記載すること。

添付資料

- ・ 獣医師免許証の写し（獣医師の追加がある場合）
- ・ 知事認定獣医師としての業務を行う農場の一覧（複数ある場合）